

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年10月30日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第468号
平成27年10月29日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 村尾 伊佐夫 様
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第8号、第10号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>4 指定管理施設にあつては、AEDの管理に関し、所管課から指定管理者への指導が適切に行われているか。</p> <p>指定管理者への指導を適切に行うべきもの（高齢施設課）【指摘】（P9）</p> <p>美浜いきいきプラザでは、点検担当者を配置せず、日常点検を実施していなかった。</p> <p>平成21年厚労省通知によると、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施するものとされている。</p> <p>AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であることから、必要なときに確実に使用できるよう、指定管理者に対し、上記通知に基づき、適切にAEDの管理を行うよう指導されたい。</p>	<p>AEDの日常点検については、平成27年3月11日に指定管理者に対して、平成21年厚労省通知に基づき、点検担当者を配置して日常点検を実施するよう文書で指導し、同日から日常点検が実施されていることを確認した。</p>